

保護預り（セーフティケース・アタッチ型）規定

1.（セーフティケースの使用）

この保護預りでは、保管物は当社所定のセーフティケース・アタッチ型（以下「セーフティケース」という）に収納したうえ、そのセーフティケースを預けてください。

2.（保管物の範囲）

- (1)セーフティケースには、次の各号に掲げるものを収納することができます。
- ①公社債券、株券その他の有価証券
 - ②預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2)当社は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは収納をおことわりすることがあります。
- (3)セーフティケースには、次の各号に掲げるものを格納することができません。
- ①現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの。
 - ②危険物や変質・腐敗・き損の恐れがある等、セーフティケースの通常の用法による保管に適さないもの。

3.（利用目的の確認）

- (1)預け主はセーフティケースの契約の締結または利用等にあたっては、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第2条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当社の定める方法で、申出を行うこととします。
- (2)セーフティケースが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、所定の場所へのカメラ設置・記録や利用時の行員立ち会いなどの当社の定める適切な方法でセーフティケースの利用状況を確認させていただきます。

4.（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに預け主または当社から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

5.（手数料）

- (1)この保護預りの手数料は、当社所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当社

所定の日に、預け主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月の翌月から3月末日までの月割計算により前記自動引落しの方法で支払ってください。

- (2)手数料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3)契約期間中に解約があった場合は、解約日にかかわらず、その月の分まで手数料を支払ってください。第1項の自動引落し後に解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

6.（鍵の保管）

セーフティケースに付属する鍵正副2個のうち、正鍵は預け主が保管し、副鍵は当社立会いのうえ預け主が届出の印章により封印し、当社所定の方法で保管します。

7.（セーフティケースの受渡し等）

- (1)セーフティケースの受渡しを請求するときは、預け主または預け主があらかじめ届け出た代理人が、当社所定の受渡し請求書に届出の印章により記名押印して提出してください。
- (2)セーフティケースの受渡しまたは保管の依頼をするときは、セーフティケースが施錠されていることを確認してください。
- (3)セーフティケースの開錠および施錠は、正鍵を使用して行ってください。
- (4)保管物の出し入れは、当社所定の場所で行ってください。また、セーフティケースは、その場所以外へは持ち出さないでください。

8.（届出事項の変更等）

- (1)印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。正鍵を失ったとき、もしくはき損したときも同様とします。
- (2)届出のあった名称、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3)当初契約の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。

9.（印章、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1)印章または正鍵を失った場合のセーフティケースの受渡しは、当社所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2)正鍵を失った場合またはき損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。

10.（セーフティケース等の変更）

前条第2項の場合またはセーフティケース(錠前を含む)のき損もしくは不調等が生じた場合に、当社がセーフティケースまたはその錠前の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

11.（印鑑照合等）

- (1)受渡し請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてセーフティケースの受渡しその他の取扱いをした場合には、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、使用される鍵について当社は確認する義務を負いません。

12.（損害の負担等）

- (1)災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当社の責めによらない事由により保管施設の故障等が発生したため、セーフティケースの受渡しに直ちには応じられない場合であっても、このために生じた損害については当社は責任を負いません。
- (2)前項の事由による保管物の紛失、滅失、き損、変質等の損害についても当社は責任を負いません。
- (3)預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当社または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

13.（反社会的勢力との取引拒絶）

このセーフティケースは、第14条第3項第1号、第2号AからFまでおよび第3号AからEまでのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまでまたは第3号AからEまでの一にでも該当する場合には、当社はこのセーフティケースの使用申込をおことわりするものとします。

14.（解約等）

- (1)この契約は、預け主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵および届出の印章を持参し、当社所定の手続をしたうえセーフティケースおよび正鍵は直ちに返却してください。なお、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第9条に準じて取扱います。
- (2)次の各号の一にでも該当する場合には、当社はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとってください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ①預け主が手数料を支払わないとき
 - ②預け主について相続の開始があったとき
 - ③預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当社もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤預け主または代理人がこの規定に違反したとき
 - ⑥当社が法令で定める本人確認や利用目的等の確認を行うにあたって、預け主について確認した事項に

関し、虚偽であるとき

⑦上記⑥に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合

⑧マネー・ローンダリング、テロ資金供与、不正な目的で利用され、またはそのおそれがあると当社が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で解約が必要と当社が判断したとき

(3)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預け主との契約を継続することが不適切である場合には、当社はこのセーフティケースの利用を停止し、または預け主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当社からの解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をとってください。

- ① 預け主がセーフティケース使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預け主または代理人が、次のいずれに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 預け主または代理人が、自らまたは第三者を利用して各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用をき損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

(4)前2項によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続が遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から返却の日の属する月までの手数料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、第5条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当社はこの不足額を返却の日に第5条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5)第1項から第3項までの規定によるセーフティケースの返却、正鍵の返却等の手続が3か月以上遅延したときは、当社は副鍵を使用してセーフティケースを開錠のうえ、保管物を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当社はセーフティケースの開錠に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は預け主の負担とします。

(6)手数料、遅延損害金その他預け主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当社からの請求がありがたい支払ってください。

15.（保管物の一時引き取り等）

- (1)セーフティケースの保管施設の修繕または移転その他やむを得ない事由により、当社が保管物の一時引き取りを求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (2)前項の事由が生じたときは、当社は預け主にあらかじめ通知することにより当社の本支店または当社が相当と認める第三者にセーフティケースの保管を委託することができるものとします。

16.（緊急措置）

法令の定めるところにより保管物の開示もしくは引き渡しを求められたとき、または店舗の火災、保管物の異変等緊急を要するときは、当社は副鍵を使用してセーフティケースを開錠し、その他臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当社は責任を負いません。

17.（譲渡、転貸等の禁止）

- (1)この契約による受渡し請求権等の預け主の権利は譲渡または質入れすることはできません。
- (2)セーフティケースおよび鍵の譲渡、質入または転貸することはできません。

18.（成年後見人等の届出）

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。また、預け主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届け出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出てください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出てください。
- (5)前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

19.（規定の変更等）

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

ご利用についてのお願い

- (1)セーフティケースの受渡しには、正鍵とお届出の印章をお持ちください。
- (2)代理人を指定する場合は、預け主があらかじめ届け出てください。
- (3)保管物の出し入れは、当社所定の場所で行ってください。

以上

反社会的勢力にかかる表明

セーフティケースの使用申込みにあたっては、以下の表明・確約をいただいております。

- ① 私(法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ)は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ② 私は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用をき損し、または貴社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

以上